

# 福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務

## 2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

## 3 業務目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の推進のため、浜通り地域等15市町村（以下「イノベ地域」という。）への産業集積や交流人口の拡大、人材育成等に取り組んでいる。

本業務では、全国の事業者及び20～30代の若者を主なターゲットとして、構想の取組や成果及びイノベ地域の現在の状況を的確に発信することで、構想への関心を引き寄せ、イノベ地域での新たな事業展開や就職や起業による構想への参画、及び地域の担い手を確保につなげることを目標に、行動変容を促す機運を醸成することを目的として実施する。

### ※浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

## 4 業務内容

全国の事業者及び若者をターゲットとし、インターネット広告、SNS、マスメディア等を活用した構想の情報発信について企画提案すること。要件は、(1)～(7)の通り。

業務の実施においては、提案を基に機構と協議の上、内容を決定することとする。

- (1) インターネット広告を活用した情報発信を企画・立案し実施すること。その際、効率的・効果的な情報発信になるよう、配信期間、媒体、予算配分等の手法を提案すること。広告には、動画広告を含むものとする。
- (2) インターネット広告に使用する動画の新規制作を企画・立案し実施すること。提案にあたっては、現在使用している動画（令和3年度制作）を参照すること。

#### 【令和3年度に作成した動画概要】

ア 企業向け動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=hQj1q1kwMFk>)

首都圏、中部地方、東北地方に拠点を有する構想の主要プロジェクトに関する中小企業や技術力の高いベンチャー企業の管理職をターゲットとし、構想の概要や研究環境、産業集積の状況を紹介する動画。

イ 次世代人材向け動画 ([https://www.youtube.com/watch?v=pDMwv\\_jhfmEI](https://www.youtube.com/watch?v=pDMwv_jhfmEI))

イノベ地域における産業の担い手として期待する18歳から35歳までの若者をターゲットとし、構想の概要、研究環境、産業の集積の状況を紹介する動画。

- (3) 上記(1)で使用する動画以外のクリエイティブ(例としてランディングページ、バナー等)について、改善及び新規制作を企画・立案し実施すること。
- (4) 効果検証
- ア アクセス解析等、広告配信の効果を測定し、定期的に機構に報告すること。また、必要に応じ発信方法の改善を図ること。
- イ 事業終了時には、次年度以降の効果向上の見込まれる情報発信施策を提案すること。
- (5) テレビ、新聞、雑誌等のマスメディアに向けた情報発信について、効果的な手法を企画・立案し実施すること(例として首都圏でのメディア懇談会等)。
- (6) その他、主に福島県外を対象として構想の認知度向上を目的とした効果的な発信手法を提案すること。その際、上記情報発信との相乗効果も考慮すること。
- (7) その他
- ア 機構からの指示に対し、即答できる体制を確保すること。
- イ 毎月、上記(4)に係る効果検証も含めた報告書を提出すること。なお、報告書の提出翌月15日までとし、様式は任意とする。

## 5 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

## 6 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は機構に帰属する。なお、委託業務終了後も、作成したコンテンツの内容変更等を機構側の判断で行う場合もある。

## 7 受託者の責務

### (1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに機構へ報告すること。

### (2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (3) 法令等の遵守

#### ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

#### イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

#### ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報が記載された資料については、業務完了後、機構に返還すること。

### (4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

## 8 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任管理者通知書	様式第1号	紙	
2	業務着手届	様式第2号	紙	
3	業務実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	業務実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類・データ

### (2) 業務完了後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第3号	紙	
2	業務完了報告書	様式第4号	紙	
3	2に添付する書類	任意様式	紙・電子	業務報告書（本業務の効果検証及び

				次年度以降の情報発信施策案を含むこととする)
				作成したデータ一式（動画制作での完パケ・白完パケを含む）
4	請求書及び請求に係る内訳書	様式第5号	紙	
5	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類

### (3) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 企画戦略室

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893

## 9 その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上、決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、機構の求めがあった場合も報告を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属するものとする。
- (7) 本委託業務の受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、機構に協力すること。